

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年11月6日、会社A（以下「法人」という。）に雇用され、B所在の法人C（以下「事業場」という。）において、看護業務や介護業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年11月20日、業務中に転倒し左肩を打ち（以下「本件災害」という。）、同月23日、左肩の痛みによりD医療機関に救急搬送され、「急性腰痛症、左肩関節周囲炎」と診断された。その後、同年12月から30年1月にかけて数回転倒することもあったが、仕事を続けていたところ、同年1月24日から同年4月13日まで本件災害とは関係のない疾病によりE医療機関に入院し、同月14日、F医療機関に受診し、「左肩腱板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

なお、監督署長は、D医療機関の療養費について、業務上災害によるものとして支給している。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、平成30年4月14日から同年9月13日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病が、本件災害によるものであり、業務上の災害であることは明らかであると主張するので、以下検討する。

(2) G医師は、意見書において、要旨、「過去に左肩関節前方脱臼、左肩関節周囲炎と左肩関節に関する傷病の治療を繰り返しており、平成29年11月20日業務中に転倒した以降の治療について、本件災害との因果関係が認められるのは初診の同月23日の診療のみである。その後、平成30年4月17日（14日）に受診し（本件傷病の）治療をしているが、これに関しては、本件災害発生から4か月以上経過しており、就労も続けていたことから、平成29年11月23日の受診が基礎疾患の増悪であったとしても本件災害による急性期の肩関節症状としてとらえられる期間を経過しており、基礎疾患に由来する症状と判断される。」と述べ、本件災害との因果関係が認められるのは本件災害による急性期の肩関節症状のみであり、その期間を経過したものは基礎疾患に由来する症状であるとして、本件傷病が本件災害に起因することについては否定的な判断をしている。

(3) また、H医師は、平成30年8月10日付け意見書において、要旨、「平成29年11月20日頃、職場の入浴介助の際（後）に転倒し、腰部、左肩に疼痛を自覚し、同月23日に疼痛が増悪し体動困難となり救急搬送にて来院した。体動時に著名な腰痛、下肢麻痺はなく、左肩は体動時痛、痛みのために外転は80度程度に制限がある。レントゲンの画像所見上は腰椎の変形所見のみであ

り、急性腰痛症、左肩関節周囲炎と診断した。本件災害と上記傷病との因果関係の判断は困難である。」と述べ、本件災害による急性腰痛症、左肩関節周囲炎の発症との因果関係の判断はできないとし、本件傷病の画像所見は認めていない。

(4) これに対し、F医師は、平成30年7月17日付け意見書において、要旨、「平成30年4月14日初診、左肩痛（特に運動時痛）、自動挙上が疼痛で困難な状態（可動域制限挙上90度）である。エコー、MRIにより左肩腱板損傷と診断した。転倒で腱板損傷することは十分にあり、矛盾しないと思われる。運動器リハビリと投薬で痛みは少しずつ軽減している。基礎疾患及び日常生活との関連性はないと思われる。」と述べている。

(5) なお、請求人は、肩の痛みがあっても、仕事が忙しく、また、E医療機関入院中は他の医療機関を受診することができない状況であり、D医療機関受診後から平成30年4月14日までの間、請求人が主張するような左肩の痛みを事業場の同僚は確認していないとする認定は妥当ではないと主張するが、同僚は監督署職員による調査において請求人から左肩の痛みについて聞いていないと述べており、その申述に不自然な点は見当たらず、請求人の主張は採用することができない。

(6) そこで、本件傷病が本件災害に起因するか否かにつき検討する。

ア F医師は、上記意見書において、本件災害と本件傷病との関連性を示唆する所見を述べているが、同意見書は可能性について述べたにすぎず、当審査会としては、請求人の過去からの療養経過等を考慮すると、G医師の上記意見書の内容は妥当であると判断する。

イ 請求人は、既往症である左肩関節脱臼、左肩関節内周囲炎、肩関節症、左関節内周囲炎、左肩関節捻挫、左上腕部挫傷（下部）は、治癒していたと主張するも、一件資料を精査してもそのことを裏付ける医証は認められず、請求人の主張は採用することができない。

ウ そうすると、本件傷病と本件災害との間に相当因果関係が認められず、他にこれを認めるに足りる十分な資料もないことに鑑みれば、本件傷病は業務上の事由によるものであるということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月10日